

企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 ☎476-1111(商工観光係221・企画政策係223・224)

◆広域交流活性化センターあすばる大崎（温泉施設）の利用時間の変更について【商工観光係】

平成27年5月11日（月）より下記のとおりとなります。

	変更前	変更後
朝風呂	6：00～8：00	6：00～8：00
通常	10：00～22：00	13：00～22：00
土・日	7：00～22：00	6：00～8：00 13：00～22：00

◆空き家リフォーム促進事業について【企画政策係】

空き家の利活用を促進するため、改修に要した経費の一部を助成します。

空き家を放置すると、家が傷むだけでなく、防災・防犯・衛生・景観のうえでも近隣に迷惑をかけることとなります。損害が生じた場合、所有者の責任となります。早めに手入れをして活用しませんか。

【補助対象の空き家】

個人が自ら居住することを目的に建築し、1年以上継続して居住していない家屋。
※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていた家屋は対象となりません。

【補助対象者】

空き家の所有者または賃貸や売却を行うことができる権利を有する方。

【補助要件】

1. 市区町村民税などに滞納がないこと。
2. 居住地の自治公民館に加入すること。
3. 町内の建築業者など（個人事業主を含む）に空き家の改修を発注すること。
4. 申請年度内に工事が完了すること。

※改修後、活用することが必須

- ①賃貸や売却するほか、自己または親族などが居住することも可能。
- ②賃貸や売却に当たっては、『大崎町空き家等バンク制度』（29ページ参照）に登録すること。

【補助対象経費】

1. 住宅の機能向上のための修繕、模様替え、設備改善（店舗や倉庫などは対象外）に要する経費。
ただし、備品の購入や外構工事は対象外とします。
2. 家財道具などの運搬および廃棄に要する経費。
3. 空き家の改修などに要する経費（消費税は除く）で、その額が30万円以上であること。

【補助金の額】

補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。予算がなくなり次第、終了しますので、お早めにご相談ください。

【申請】

改修工事着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。改修中、改修後の申請については受理することができません。

